

## 本市の「市民自治」のさらなる推進のため 住民投票制度確立に向けた論点整理を行います

予算額 304万2千円

武蔵野市自治基本条例（令和2年3月24日条例第2号）で定められた住民投票制度について、本市の市民自治にふさわしい制度として確立するため、有識者、市民の意見を参考に必要な論点整理を行います。新たな条例案の提出ではありません。

自治基本条例に基づく住民投票制度は、市長・議会の政策形成・決定を補う観点から、いざという時に多くの「住民」が希望すれば住民投票という手段により意思を表明できる新たな権利です。

自治基本条例は半世紀にわたる本市の市民自治の実践を、未来へ継承・発展させるためにルールとして明文化しました。住民投票制度に関する同条例第19条は有効に成立していますが、具体的な要件などを別の条例で定める日まで発効していない状態です（付則第1項）。

本市の「市民自治」のさらなる推進のため、住民投票制度を確立し、特定の論点に関する熟慮と熟議を通じた市民参加の機会を保障します。

### 自治基本条例に基づく住民投票制度

- ①廃置分合・境界変更 ⇒地方自治法に基づく申請の前に必ず実施
- ②市政に関する重要事項
  - ・法的拘束力がない意思表示（選挙、意思決定ではない）
  - ・発議権は市民のみ（長・議会は不可）
  - ・要件を満たせば必ず実施（長・議会の拒否不可）
  - ・成立・不成立にかかわらず公表（不成立でも公表する）

- 今後の主な予定 令和5年夏頃～ 有識者による会議体（年内目途）  
年度内 市民による熟議の場（時期等詳細未定）

※投票資格者等具体的要件に関する方向性は未定。新たな条例案の提出時期も未定。

- 混同しやすい全く違う制度
  - ・選挙（憲法93条、地方自治法11、18条）
  - ・拘束型住民投票（地方自治特別法に関する住民投票など）
  - ・イニシアティブ、レファレンダム